

重要海域の活用、重要海域の EBSA としての扱いについて

1. 重要海域の背景と今後

(1) 背景

生物多様性の保全上重要な海域（重要海域）の抽出は、生物多様性条約第 9 回締約国会議において EBSA (Ecologically or Biologically Significant marine Area=生態学的、生物学的に重要な海域) が位置づけられ、基準が示されたことにより、各国・各海域の関連国が公海における EBSA 選定の作業を進めており、地域ワークショップもすでにいくつか実施されている。さらに、第 10 回生物多様性条約締約国会議 (CBD COP10) において、愛知目標 10 の中で、2020 年までに各海域において海洋保護区を 10%設定することが決議されており、EBSA が海洋保護区設定の基礎資料になることが期待されている。

こうした国際的動きを受ける形で、生物多様性国家戦略 2012-2020 には、科学的知見に基づく海洋保護区の適切な設定と管理の充実を進めることが明記され、愛知目標を国内施策として具体化していく中で、重要海域の抽出と海洋保護区の設定・管理は、より一層重要な課題として位置づけられ、国内目標の一つとして海洋保護区を 10%とすることが掲げられている（国別目標 C-1）。

他の国内施策としても、海洋基本計画（平成 20 年、平成 25 年閣議決定）、生物多様性国家戦略 2010（平成 22 年閣議決定）及び生物多様性国家戦略 2012-2020（平成 24 年閣議決定）に重要海域が位置づけられており、海洋生物多様性保全戦略（平成 23 年環境省策定）では、重要海域の抽出の考え方や活用方法が示され、海洋保護区の設定・管理やネットワーク化など海洋の生物多様性を保全する施策を推進するための基礎となることが想定されている（「海洋生物多様性保全戦略における重要海域の活用」については次ページ参照）。

公海における EBSA 選定の作業と同時に、各国（各地域）では自国の EEZ 内における EBSA の抽出・特定などを行っており、生物多様性条約の決議 (UNEP/CBD/COP/DEC/XI/17 パラ 18) も締約国に対し EBSA 基準等の当てはめに関する情報を条約内に設置されたレポジトリや情報共有メカニズムへ登録していくことを要請している。このように、今後も国際的な動きへの対応が我が国へも求められていくことは必至である。

(2) 重要海域の EBSA としての扱いについて

重要海域は国内施策における基礎的情報としての活用を目的としているが（次ページ参照）、重要海域の抽出に当たっては EBSA の抽出基準（クライテリア）をほぼそのまま踏襲しているため、生物多様性条約事務局に報告する（レポジトリに登録する）我が国の EBSA 基準当てはめの事例としての条件を満たすと考えられる。生物多様性条約事務局への報告は、日本政府からの報告となるため、関係省庁と報告事項について調整の上、レポジトリへの登録を検討する。

海洋生物多様性保全戦略における重要海域の活用

重要海域の抽出の目的は、「我が国周辺海域における生物多様性の保全上重要度の高い海域を明らかにし、予防的視点から効果的な保全を進め、もって海洋生物多様性の保全の推進と持続可能な利用に資すること」とされている。その上で、抽出された重要海域の用途として想定されていることは、以下の4つの事項である。

(1) 海洋保護区の充実とネットワーク化の推進

- ・重要度の高い海域を把握した上で、保護・管理の必要性和目的を勘案し、海洋保護区を適切に配置することが重要である（第5章4.）。
- ・生物多様性保全上重要度の高い海域とそれらの海域の保護・管理の必要性を明らかにしつつ、必要に応じて我が国の数値目標の設定を検討することも重要である（第5章4.）。
- ・大きな空間スケールにおいても、適切な制度を活用した海洋保護区の効果的配置が重要であり、重要海域の抽出とともに、既存の保護区の分布状況を把握した上で、そのネットワークのあり方を検討し形成していく（第5章4.）。

(2) 地球温暖化など^(注)により予測される影響への適応

サンゴ礁などの沿岸や島嶼の生態系について、気候変動に対する脆弱性が高いと言われているため、(中略)特に重要な海域を選定した上で、その他の人為的圧力を軽減するなど、効果的かつ順応的な保全管理を推進していく（第5章2.）。

(注) 地球温暖化に伴う海水温の上昇、海面上昇や海流の変化、海洋酸性化や地球温暖化対策として試みられる地球環境の意図的な操作等が生態系や生物資源に与える影響（第5章2.）

(3) 外洋域における適切な管理と環境配慮

外洋域の船舶航行、廃棄物海洋投入処分、沖合漁業及び資源・エネルギー開発等の利用活動については、生物多様性の保全上重要な海域の保全を図ることを踏まえたうえで、適切な管理と環境配慮が重要（第5章3.）。

(4) 社会的な理解及び多様な主体の参加の促進

生物多様性の保全上重要度の高い海域や、希少な海洋生物の種等に関する情報を整備することは、海洋の生物多様性の重要性が社会的に広く認識されるためにも有効（第5章5.）。